

① 件 名															
(仮称) 石巻市夜間急患センターの開設について															
② 施策等を必要とする背景及び目的 (理由)															
<p>【背景】 東日本大震災で甚大な被害を受けた石巻市夜間急患センターは、石巻赤十字病院敷地内に再建中であり、平成28年12月の開設を予定している。</p> <p>【目的】 入院や手術を伴わない夜間等の急病等の患者に対する応急的な診療を行い、住民に救急医療における安全と安心を提供する。</p>															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性															
<p>【根拠法令】 石巻市診療所条例 (平成17年4月1日条例規則第172号)</p> <p>【〔復興計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 施策大綱2「市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す」 大区分1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 地域医療の復旧・復興</p> <p>【石巻市夜間急患センター再建基本計画】 第3章 急患センター再建整備計画</p>															
④ 提案に至るまでの経過 (市民参加の有無とその内容を含む。)															
<table border="0"> <tr> <td>平成26年</td> <td>3月28日</td> <td>石巻赤十字病院と石巻市夜間急患センターの再建に関する基本協定締結</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>3月</td> <td>石巻市夜間急患センター再建基本計画策定</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>9月26日</td> <td>建設工事着工</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>2月 1日</td> <td>東松島市、女川町、南三陸町、登米市、涌谷町及び美里町との(仮称)石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定締結</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>2月 3日</td> <td>石巻市夜間急患センター運営審議会による市長への答申</td> </tr> </table>	平成26年	3月28日	石巻赤十字病院と石巻市夜間急患センターの再建に関する基本協定締結	平成26年	3月	石巻市夜間急患センター再建基本計画策定	平成27年	9月26日	建設工事着工	平成28年	2月 1日	東松島市、女川町、南三陸町、登米市、涌谷町及び美里町との(仮称)石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定締結	平成28年	2月 3日	石巻市夜間急患センター運営審議会による市長への答申
平成26年	3月28日	石巻赤十字病院と石巻市夜間急患センターの再建に関する基本協定締結													
平成26年	3月	石巻市夜間急患センター再建基本計画策定													
平成27年	9月26日	建設工事着工													
平成28年	2月 1日	東松島市、女川町、南三陸町、登米市、涌谷町及び美里町との(仮称)石巻市夜間・休日急患センター運営費負担に関する協定締結													
平成28年	2月 3日	石巻市夜間急患センター運営審議会による市長への答申													

⑤ 主な内容

(仮称) 石巻市夜間急患センターについて、新たに条例を制定し本施設の適正運営に資する。

【条例の主な内容】

- 1 設置目的 夜間等における急病等の患者に対する応急的な診療を行うため
- 2 施設名称 石巻市夜間急患センター
- 3 設置場所 石巻市蛇田字西道下71番地
- 4 職員 所長その他必要な職員を置く。
- 5 事業 次に掲げる事業を行う。
 - (1) 診察
 - (2) 薬品及び医療材料の支給
 - (3) 処置、処理その他の治療
- 6 診療科目
 - (1) 夜間 内科、外科及び小児科
 - (2) 休日 小児科

※ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日をいう。
- 7 その他 使用料及び手数料及び減免・損害賠償の義務の規定
- 8 施行期日 平成28年12月1日
- 9 附則 石巻市診療所条例等関係条例の一部改正

※ 従来の石巻市夜間急患センターは、石巻市診療所条例の中に包含して規定

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

夜間等における急病等の患者に対する応急的な診療を行うことができる。

【財措置】

隣接自治体（2市4町）が患者数に応じ運営費を負担

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【単独条例】

仙南夜間初期急患センター条例（大河原町）

大崎市夜間急患センター条例（大崎市）

仙台市休日夜間診療所条例（仙台市）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年 6月	市議会第2回定例会に石巻市夜間急患センター条例を提案
平成28年 9月30日	(仮称) 石巻市夜間急患センター竣工予定
平成28年12月 1日	条例施行、開設予定

⑨その他